

発 案 書

県議第十四号

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書について
交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書を次のように発
案する。

令和八年十月八日

提出者 岐阜県議会議員

所 竜 也
森 益 基
猫 田 孝
尾 藤 義 昭
水 野 吉 近
布 俣 正 也
伊 藤 英 生

岐阜県議会議長 松 岡 正 人 様

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

令和七年五月、愛知県一宮市において、道路を横断中の妊婦が車にはねられて命を落とし、緊急帝王切開により出生した女兒には重篤な障害が残るという極めて痛ましい事故が発生した。最愛の家族を奪われた遺族の悲しみは察するに余りあり、また、出生した子の将来に対する大きな不安を抱える二重の苦難に直面している。現行の刑法及び自動車運転死傷処罰法において、胎児は独立した「人」ではなく「母体の一部」として解釈されているため、母体への加害により出生後に障害を負い、または死亡に至った場合であっても、胎児自身を被害者として加害者に相応の刑事責任を問うことは極めて困難な現状にある。

本件事故においても、被害者家族は生まれた子についても被害者として適正に取り扱われることを切実に求めており、この訴えに賛同するオンライン署名は十三万筆を超えている。これは、現行の法的枠組みと国民感情・道義的感覚との間に大き

な乖離が存在し、法制度の見直しを求める声が全国的に高まっていることを明確に示している。

医療技術の高度な発達により、出生前であっても胎児の発育状況や生命状態を正確に把握できる今日において、被害を受けた時点（出生前か出生後か）の違いのみによって法的評価や救済措置に著しい格差が生じる状況は、生命の尊厳、法の下の公平性、並びに犯罪被害者救済の観点から解決されるべき重大な課題である。

よって、国におかれては、交通事故等により被害を受けた胎児及びその家族の権利保護を図るため、次の事項について速やかに特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 交通事故等による母体への加害行為によって胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転死傷処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた法改正等の議論を積極的に行うこと。

二 死傷した胎児及びその遺族・家族について、刑事訴訟法における被害者参加制度等をはじめとする法的手続において、被害者としてのしかるべき地位が認められるよう運用の改善及び制度設計を進めること。

三 交通事故等により出生前に障害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり安心して必要な医療、介護及び福祉サービスを受けられるよう、自動車損害賠償責任保険制度の拡充を含め、公的な被害者支援体制の充実・強化を進めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年十月八日

岐阜県議会議長

内閣官房長官	国家公安委員会委員長	国土交通大臣	法務総務大臣	内閣総理大臣	参議院議長	衆議院議長
--------	------------	--------	--------	--------	-------	-------

様